

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日、Aに所在するA会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社B工場において除草等の作業員として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、業務が終了し、B工場内のトイレから出る頃に胃の辺りに唐突に痛みが走ったという。同日、請求人は自力でCクリニックに到着したが、既に診察時間を終えていたため、救急車を手配し、請求人は、D病院へ救急搬送されたところ、同病院では対処不能であり、E病院に転送され、「十二指腸潰瘍穿孔」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、業務中に様々ないじめを受けたことがストレスとなり、本件疾病を発症した旨主張する。請求人は、当該いじめの内容として、「大声で圧力をかけられるような言い方をされた」、「頭を叩かれたり体をつかまれてゆさぶられる等の行為があった」等主張するが、当審査会にて一件記録を精査するも、暴力行為があったか否かは確認できず、請求人の人格を否定するがごとき暴言があったとも確定できないものである。もっとも、請求人は、同僚であるFから1度だけ「クビだからな。」といった発言をされたとの具体的主張をしており、またF及びGの請求人に対する評価からみて、請求人が同僚から圧力のある言い方や態度をされていた可能性は否定できないものとする。しかしながら、Fの上記発言も1度だけであったと請求人自身が認めており、また、その他圧力的な態度があったとの主張も具体性を欠くものであり、請求人がそのような感じたというにすぎないものである可能性もあることから、これらの言動をもって、同僚等による「いじめ」であったとは認め難いものであり、当審査会としては、これらの行為によって請求人が業務による過大なストレスを受けていたとは判断し得ない。

(2) 本件疾病について、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「本件疾病と業務との因果関係はない。」と述べている。また、I医師は、同年〇月〇日付け意見書において、「潰瘍の原因として、ピロリ菌、鎮痛剤などあるが、ストレスも原因の一つとは考えられている。職場でのストレスが原因の可能性は否定できないが、ストレスが職場だけのものかは不明」と述べ、労働局

地方労災医員 J 医師は、同年〇月〇日付け意見書において、要旨、「本件疾病はストレスが誘因の一つとは考えられるものの、業務でのストレス、業務以外でのストレス、ヘリコバクターピロリ菌のことなどもあり、業務によるストレスのみで十二指腸潰瘍穿孔を発症したかどうかは断定できない。従って、業務によるストレスが相当有力な原因となっても、本件疾病を発症したものとは断定できないことから、相当因果関係は認められない。」と述べている。

以上のとおり、I 医師及び J 医師は、ストレスが本件疾病発症の原因の一つに考えられるとしつつも、それは一般的な医学的見解を述べるにとどまり、請求人の本件疾病と業務によるストレスとの相当因果関係について認めているものではない。

(3) 労災保険法上、労働者に発症した疾病が業務上によるものと認められるためには、労働者が業務遂行中に受けた有害因子の状況を明らかにした上で、業務と当該疾病との間に医学的に相当因果関係が認められる必要があるところ、請求人が主張する様々なストレス及び既往症である腰痛に関する出来事を合わせ鑑みても、当審査会としては、決定書理由に説示のとおり、請求人が受けた業務上のストレスと本件疾病発症との間に相当因果関係を認めることはできず、請求人に出現した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

(4) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。